

第3期喜多方市総合戦略



令和7年3月

喜多方市

喜多方市総合戦略

【目次】

1	喜多方市総合戦略の概要	1
1-1	総合戦略の策定趣旨	1
1-2	総合戦略の基本的考え方	3
	(1) 総合戦略の位置づけ	3
	(2) 本市の地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）	3
	(3) 総合戦略の計画期間	4
	(4) 総合戦略策定にあたって	4
2	本市の現状と将来のすがた	5
2-1	現状と取組	5
	(1) 本市の現状	5
	(2) これまでの取組	6
2-2	将来のすがた	7
	(1) 人口の将来展望	7
	(2) 本市の目指すべき将来の方向	7
3	総合戦略の施策体系	9
4	総合戦略の施策内容	11
5	総合戦略の実現に向けて	33
5-1	総合戦略の推進	33
	(1) 地域住民、関係機関や団体等との連携	33
	(2) 地域間連携	33
	(3) 施策間連携	33
5-2	進捗管理と検証の体制	33
5-3	国の支援制度の活用	34

参考資料

基本目標の数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の出典（担当課）

喜多方市総合戦略推進会議条例

喜多方市総合戦略推進会議委員名簿

1 喜多方市総合戦略の概要

1-1 総合戦略の策定趣旨

国では、平成26年11月に人口減少と少子高齢化における的確な対応と問題の克服をうたった「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、問題解決の道筋を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成26年12月27日に閣議決定しました。地方公共団体においても、国の総合戦略の趣旨を勘案しつつ、地域の特性を踏まえながら「地方版総合戦略」の策定が求められることとなり、本市においても平成27年度に「喜多方市長期人口ビジョン」及び「喜多方市総合戦略」を策定しました。

その後、国では、第1期の5年間で、それぞれの地域の特色を活かした取組が進められた結果、地方創生の意識や取組は確実に根付いているものの、過度な東京一極集中の是正など、引き続き取り組むべき課題があるとして、「継続を力」にし、地方創生をより一層充実・強化するため、令和元年12月20日に「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

本市においても、「第1期喜多方市総合戦略」から切れ目なく地方創生を推進するため、これまでの地方創生の取組の成果や課題の検証を踏まえ、「第2期喜多方市総合戦略」を令和2年3月に策定しました。

「第2期喜多方市総合戦略」では、将来にわたって活力ある地域社会を実現し、地方創生を行っていく事業を「総合戦略事業」と位置づけ、施策を展開しており、令和5年度における指標の進捗状況は、「順調に推移」している指標が61指標のうち、20指標と目標を達成している指標が全体の約3割程度と、達成状況としては低くなっていますが、人口減少問題を克服していくという点では、数値目標「社会動態（転入－転出）」や移住・定住に関する指標等に進捗が見られることから、当初、目標として掲げた目標の達成を目指し、引き続き、取り組んでいます。

この間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、社会情勢が大きく変化し、国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和4年12月23日に策定しました。

これに伴い、本市では、第1期、第2期とこれまで進めてきた地方創生の取組をデジタルの力を活用して継承・発展させるとともに、これまでの取組の中で蓄積された成果や知見に基づき改善を加えながら推進し、人口減少、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を実現していくため、令和7年度を初年度とする「第3期喜多方市総合戦略」を、ここに策定します。

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像

【基本的な考え方】

- ① テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。
- ② 東京圏への過度な一極集中の是正や多極化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。
- ③ デジタル技術の活用は、その実証の段階から実装の段階に着実に移行しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、各地域の優良事例の横展開を加速化。
- ④ これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。

【施策の方向】

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- ① 地方に仕事をつくる
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
- ② 人の流れをつくる
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、地方大学・高校の魅力向上 等
- ③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる
結婚・出産・子育ての支援、子育てしやすい環境づくり、デジタル技術を活用した取組の推進 等
- ④ 魅力的な地域をつくる
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ・物流DX、まちづくり、国土強靱化の強化 等

地方のデジタル実装を支援

デジタル実装の基礎条件整備

- ① デジタル基盤の整備
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築、ICTの活用による公共交通ネットワークの整備 等
- ② デジタル人材の育成・確保
デジタル人材育成プラットフォームの構築、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- ③ 誰一人取り残されないための取組
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事業等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

(デジタル田園都市国家構想総合戦略の概要から抜粋して作成)

1-2 総合戦略の基本的考え方

(1) 総合戦略の位置づけ

第3期喜多方市総合戦略は、本市の最上位計画であり、平成29年度から令和8年度までを計画期間とする喜多方市総合計画（以下「総合計画」という。）を基本的指針とし、これに基づく各分野別計画やこれまでの施策との整合を図りながら、本市の特性・実情に応じた今後5年間の目標や施策の基本的方向、効果検証が可能な具体的施策を示すものとします。

また、人口減少、少子高齢化に的確に対応し、将来にわたって活力のある地域社会を維持していくために、若い世代が魅力を感じて暮らし続けることができる、結婚や子育て等の希望がかなえられるまちの実現等に関する施策等について、総合的かつ計画的に実施していきます。

(2) 本市の地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）

国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、地域それぞれが抱える社会課題について、その解決を図っていくため、自らの地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築した上で、地方版総合戦略を改訂するよう努め、具体的な地方活性化の取組を推進するものとしています。

総合計画においては、将来の理想像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」としており、この総合戦略が目指す地域ビジョンについても、本市の最上位計画である総合計画の将来像に合わせて設定します。

「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」

現在、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少、少子高齢化の急速な進行、環境・エネルギー問題、地域主権改革の推進など、大きく変化しており、これらの課題への対応が必要となっています。特に人口減少問題は、労働力人口の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の増大等、社会経済や市民生活への多岐にわたる深刻な影響が懸念されることから、本市の最重要課題であると捉えています。

本市は、この厳しい現実に対応し、10年先、さらにその先も豊かで元気な喜多方を維持していかなければなりません。そのため、これからのまちづくりは、産業の振興を今まで以上に力強く推し進め、安定した雇用と市民所得の向上により若い世代の定住を促すことが重要と考えます。また、同時に将来のまちづくりの担い手となる人材をあらゆる分野で育成していくことが重要です。今後は、これら産業の振興と人づくりが両輪となり、市の発展をけん引することによって、良好な経済状況と安定した市民生活を生み出し、だれもが活躍する、活力に満ちた元気なまちと市民の求める安心で快適な暮らしを実現していくというビジョンのもと、新たな時代を創造していきます。

（喜多方市総合計画（2017～2026）きたかた活力推進プランより抜粋）

(3) 総合戦略の計画期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

(4) 総合戦略策定にあたって

- ① 国、県の総合戦略を参考として計画を策定するとともに、総合計画との整合性を重視します。
- ② 長期人口ビジョンによる人口動態の推移や、第2期を踏まえ、今まで実施してきた成果をもとに、本市の特性や課題を把握したうえで、地域資源の最大限の活用を図ります。
- ③ 本市の実情に応じて、一定の政策分野ごとに5年後の基本目標を設定します。その際、実現すべき成果に係る数値目標を併せて設けます。
- ④ 基本目標の実現に向け、講ずべき施策に係る基本的方向と具体的施策を記載し、各施策の効果を客観的に検証できる指標（重要業績評価指標(KPI : Key Performance Indicator)）を設定します。
- ⑤ 計画の策定過程では、「結婚・出産・子育てに関する意識・希望調査」を実施し、将来の本市を担う若い世代の意見を取り入れた計画とします。
- ⑥ SDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）*1の目指すゴールは、本市が実施する持続可能なまちづくりと密接に関係するものであることから、総合戦略においてもその理念を踏まえます。



*1 SDGs

2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための2030年を年限とする貧困、教育、気候変動、産業やジェンダーなどに関する17の国際目標のこと。

2 本市の現状と将来のすがた

総合戦略の基本目標、基本的方向等を掲げるにあたり、本市の現状と取組、将来のすがたについて整理します。

2-1 現状と取組

(1) 本市の現状

ア 人口

① 人口推移

本市の人口は、昭和 30 年の国勢調査人口 81,257 人(旧 5 市町村合計)をピークに減少に転じ、令和 2 年の国勢調査人口は 44,760 人となっています。

戦後の高度経済成長期に大きく人口が減少し、近年は減少スピードが緩やかになりつつありますが、東京一極集中や全国的な少子高齢化・人口減少の動向もあり、平成 18 年の合併以降もその傾向が続いています。

② 人口構成

本市の年齢 3 区分別人口の推移をみると、平成 2 年に 65 歳以上の人口(老年人口)が 15 歳未満の人口(年少人口)を上回り、その差は年々拡大しています。

また、15 歳～64 歳の人口(生産年齢人口)も減少し続けており、老年人口一人に対する生産年齢人口の数、いわゆる「高齢者 1 人を働き手何人で支えているのか」を比較すると、昭和 55 年は「4.9 人で 1 人」でしたが、令和 2 年は「1.4 人で 1 人」となっています。

③ 人口動態(自然動態・社会動態)

自然動態については、近年は出生数が 220 人～350 人台/年、死亡数が 800 人～920 人台/年で推移しており、440 人～690 人台/年の減少が続いています。

社会動態については、転出超過の状態が続いています。

④ 若年層の社会動態

転入者・転出者の年齢構成をみると男女ともに 20 歳代が多く、男性は 25 歳～29 歳、女性は 20 歳～24 歳が最も多く、さらに、転出については 15 歳～19 歳も多くなっています。

イ 産業構造

① 就業者構成比

本市では稲作を中心に農業が盛んなことから、第一次産業の就業者割合が国や福島県と比較して大きくなっています。ただし、近年はその割合が減少傾向にあります。

また、福島県と比較して製造業、医療、福祉の就業者数の割合は高く、建設業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業が低くなっています。

② 産業別就業者年齢構成

農業・林業の就業者の年齢は、65～75 歳の割合が最も高く 44.0%を占め、65 歳以上の割合が 6 割を超えており、農業の担い手確保が大きな課題となっています。

一方で、情報通信産業をみると、就業者数は102人と全体の0.5%ですが、15歳～44歳の割合が63.7%と全業種の中で最も大きくなっています。

③ 市内総生産額・付加価値額

市内総生産額の割合については、業種別では製造業が21.4%と最も大きく、次いで保健衛生・社会事業が13.3%となっています。農林水産業については全体の3.9%にとどまりますが、金額ベースでは県内市町村の中で6番目となっています。

また、付加価値額の割合については、製造業が31.0%と最も大きく、次いで卸売業・小売業16.8%、医療・福祉16.3%と続いています。

ウ その他

① 地域資源・特性

本市は、飯豊連峰、雄国山麓、三ノ倉高原など雄大な自然環境に恵まれ、文化財や蔵などの歴史を感じさせる建造物も数多く残されています。加えて、全国的に知名度の高いラーメンやそば、多彩な農林産物や地場産品、温泉施設、さらに地域性を活かしたイベントなど豊富な観光資源にも恵まれ、年間約180万人の観光客が訪れています。

また、本市には、良質で豊富な水や米を原料とした酒、味噌醤油などの醸造業、桐材加工や漆器などの伝統産業も息づいており、一方、農業においては、環境に優しい生産方式による高付加価値農産物の生産や、グリーン・ツーリズムによる都市と農村の交流などの取組も展開されています。

② 社会資本の現状

道路網においては、会津北部地域における縦軸を強化し、地域間交流の促進、都市や産業、観光資源などを有機的に結び、圏域全体としての集積規模の拡大、さらには移動時間などの交流条件の格差是正を目的に、喜多方市関柴町から会津若松市高野町間の延長13.1kmにわたる地域高規格道路として「会津縦貫北道路」の整備が、平成9年度より国直轄事業として行われ、平成27年9月に開通しました。これにより、観光シーズンの渋滞緩和はもとより、企業進出等による産業振興、物流の円滑化、救急搬送等の医療体制や災害時の交通確保といった効果が現れています。

また、令和4年4月に、市民だけでなく近隣市町村に住んでいる方、本市を訪れた方等、子どもからお年寄りの方まで、多くの方の交流拠点として多様な交流と賑わいの創出をコンセプトとした、ひとづくり・交流拠点複合施設「アイデミきたかた」が供用開始となりました。「アイデミきたかた」は、屋内子ども遊び場「めぐぷらざ」や2つの子育て支援施設を有し、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指す、子育て支援のシンボル施設となっているほか、地域医療を支える看護・介護・福祉人材の養成施設を有し、地域医療や介護福祉を支える人材の確保・養成、地域医療・地域ケアの推進を図っています。

(2) これまでの取組

本市は、市町村合併後の平成19年3月に、最上位計画である総合計画を策定し、さらに平成29年3月に第2次総合計画となる「きたかた活力推進プラン」の中で、目指すべき将来の都市像を「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」として、各種施策に取り組んできました。

その間、本市を取り巻く社会経済環境は、人口減少や少子高齢化の進行、災害危機などへの対応、新型コロナウイルス感染症に伴うポストコロナへの対応、高度情報化社会への対応、持続可能な社会の形成、地域産業の活性化、交流人口・関係人口の拡大など大きく変化したことから、中間年次である令和3年度に総合計画の中間見直しを行い、社会経済情勢の変化への対応などの施策の展開にも取り組んでいます。

併せて、平成27年度に「喜多方市長期人口ビジョン」及び「喜多方市総合戦略」を策定、さらに令和2年3月にこれまでの地方創生の取組の成果や課題の検証を踏まえ「第2期喜多方市総合戦略」を策定し、人口減少の克服と将来にわたって活力ある地域社会を実現し、地方創生を行っていく事業を「総合戦略事業」と位置づけ、計画的に施策・事業を展開しています。

また、喜多方の未来に向けたまちづくりを加速するための「わくわく喜多方推進事業」を重点施策として位置づけ、健全財政の堅持や事業の重点・選別化を図り、最少の経費で最大の効果を得ることを念頭に置き、全庁体制で事務事業の効率的な執行に努めてきました。

2-2 将来のすがた

(1) 人口の将来展望

ア 希望出生率

子育て環境の充実や婚姻率の上昇を図り、若者の結婚・出産・子育てに関する希望をかなえ、2035年までに希望出生率1.9の実現を目指します。

イ 社会動態

- ① 雇用の確保、生活環境の充実、郷土に関する教育等により若者の流出を抑制し、市外に転出した若者等のUターンを促進します。
- ② 子育て環境の充実により、子育て世代の流出を防ぐとともに市外からの流入を図ります。
- ③ 観光の振興により交流人口の拡大を図るとともに、本市への移住・定住を促進します。

ウ 将来人口

2035年までに希望出生率1.9、2045年までに人口置換水準*2.07の達成を目指すとともに、2045年までに若者の流出抑制、子育て世代の流入促進による社会動態±0を目指すことにより、2045年で30,000人程度、2070年で20,000人以上の人口の確保を目標とします。

(2) 本市の目指すべき将来の方向

「本市の現状と取組」において整理したとおり、本市は豊富に存在する地域資源や特性を一体的に活かして各種産業の活性化を図り、雇用の場の創出と若者の定着化を促進するとともに、人々が安心して生き生きと暮らすことができる地域社会の実現に向けて取り組んできました。

本市の目指すものは、地域ビジョンに掲げた「力強い産業 人が輝く 活力満ちる安心・快適なまち」を実現することです。

そのため、これまでの施策をより一層強化しながら、大きく変化している社会経済情勢への対応などの施策の展開も必要となります。

このようにして、若い世代の働く場の確保や結婚・出産・子育てに関する希望の実現を図ることで、次代を担っていく子どもたちが「喜多方に生まれてよかった、住んでよかった」と思えるような活力ある市を創造し、人口減少問題を克服するため、本市の目指すべき将来の方向として、4つの基本目標を定めます。

喜多方市総合戦略の基本目標

1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代の結婚・出産・子育てに関する希望がかなえられるよう、切れ目のない支援により子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに努めます。

2 安定した雇用を創出する

地域資源を活用しながら、地域の稼ぐ力を高めるとともに、若い世代の働く場の創出や安心して働き続けることができる環境づくりに努めます。

3 将来にわたり安心して暮らせる魅力的なまちをつくる

デジタル技術の活用や公民連携などにより、地域の課題解決と活性化を図り、将来にわたり安心して暮らせる魅力的なまちを目指します。

4 本市への新しい人の流れをつくる

本市の魅力を発信することにより、移住・定住の促進や交流人口・関係人口の創出・拡大を図り、賑わいのあるまちを目指します。

*2 人口置換水準

人口が増加も減少もしない均衡した状態になる水準のこと。

3 総合戦略の施策体系

総合戦略を実行するにあたり、前項で整理した本市の現状と将来のすがたを踏まえ、4つの基本目標に連なる基本的方向及び具体的施策を次のとおり定めます。

基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本的方向（1）出会いから結婚・妊娠・出産における切れ目のない支援を行う

- ① 結婚を希望している方への支援
- ② 妊娠・出産を希望している方への支援

基本的方向（2）安心して子育てができる環境をつくる

- ① 子育て世代への支援
- ② 子育て環境の充実
- ③ 子どもの健やかな成長のための支援

基本的方向（3）将来を担う子どもたちの育成を強化する

- ① 夢に向かい、変化する時代を生き抜く力を身につけるための教育
- ② 本市の歴史、風土、文化等に関する学びを通じた「喜多方人」の育成

基本目標2 安定した雇用を創出する

基本的方向（1）地域の特色を活かした足腰の強い農林業を推進する

- ① 多様な担い手を中心となる農業構造の実現
- ② 地域特性を生かした競争力のある産地づくり
- ③ 低コストで効率的な森林整備の推進

基本的方向（2）企業誘致を推進するとともに、商工業の経営環境や競争力を強化し、生産性・収益性を高める

- ① 企業誘致の推進と立地企業に対する支援
- ② 企業の生産性向上、経営基盤強化に対する支援
- ③ 製造業・次世代産業の育成による競争力強化
- ④ 商工業の受注・販路拡大に対する支援

基本的方向（3）次世代の商工業の後継者づくりを支援し、新たな雇用の創出につなげる

- ① 起業・創業に対する支援
- ② 商工業の後継者の育成・確保や事業承継に対する支援

基本的方向（4）地域資源を活かし地場産業の魅力・付加価値を向上させる

- ① 喜多方製品の消費・販路拡大による所得の向上

基本的方向（5）不足する人材の育成・確保と市内定着を促進する

- ① 地方創生の基盤を支える人材の掘り起こし・育成・支援

基本目標3 将来にわたり安心して暮らせる魅力的なまちをつくる

基本的方向（１）安全・安心な地域社会をつくる

- ① 防災・減災対策の推進
- ② 生活交通ネットワークの維持
- ③ 安全な生活環境づくり

基本的方向（２）誰もが健康でいきいきと暮らし続けられる地域社会をつくる

- ① 運動の習慣づけによる健康づくりの促進
- ② 健康意識の向上と予防医療体制の強化
- ③ 地域包括ケアシステムの構築による介護・医療体制の充実・強化
- ④ 地域医療体制の充実

基本的方向（３）地域のつながりを大切にした、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- ① 市民が主役となった持続可能な地域づくり
- ② NPOなどの地域づくりを担う組織や企業との連携
- ③ 誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現
- ④ 外国人を受け入れやすい環境の整備と多文化共生の推進

基本的方向（４）人口減少・高齢化に対応した経済・生活圏を形成する

- ① 企業間の広域連携に対する支援
- ② 自治体における広域連携の推進

基本的方向（５）持続可能な暮らしが実現する地域社会をつくる

- ① DX推進による市民の利便性向上と行政運営の効率化
- ② SDGsを原動力とした地方創生
- ③ カーボンニュートラルの実現と循環型社会の実現

基本目標4 本市への新しい人の流れをつくる

基本的方向（１）市外への流出を抑制し、定住を促進する

- ① 市内定住の促進
- ② 若年層の市内定着の促進

基本的方向（２）住まい、仕事等の支援を通じ、本市への移住を促進する

- ① 相談・支援体制の強化による本市への移住の促進
- ② 移住者に対する住まいや仕事の支援

基本的方向（３）魅力的な観光エリアづくりにより交流人口を増加させる

- ① 観光資源の発掘・磨き上げとネットワーク化
- ② グリーン・ツーリズムの一層の推進と広域連携の強化
- ③ インバウンド対策の強化

基本的方向（４）関係人口の創出拡大や民間資金の還流を図る

- ① 多様な関わりを持つ人々との継続的な交流促進
- ② 企業や個人による寄附・投資等による資金の流れの強化
- ③ シティプロモーションの推進による市の魅力発信

4 総合戦略の施策内容

基本目標 1

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

深刻な少子化が進行する中、異性と出会い、結婚し、子どもを持ちたいと思う人々の希望をかなえるとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境の整備が必要不可欠です。

そのため、未婚者に対する支援策や母子保健の充実を図りながら、保育所や認定こども園等、児童館等の受入体制の整備に努めるとともに、関係機関との連携を図り、未来を担う子どもたちがすくすくと元気よく育つよう、地域が一体となった子育て環境の充実に努めます。

また、子どもが夢や希望を持って成長できる教育環境は、喜多方に住んでいる人にとっても、喜多方に住みたいと思う人にとっても、住む場所を選択するうえで、重要な要因になります。教育分野においては、社会情勢や流行の変化が著しい現代社会において、子どもたちが、単なる教科書の知識だけではない、自らの足でしっかり立ち、変化に対応し力強く生きていく力をつけるとともに、将来の地域の担い手として地域に誇りと愛着を持てるような特色のある教育や安全・安心、かつ、時代に合った教育環境を整えることで、子どもたちの学力向上の支援に取り組みます。

数値目標	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
出生数	208人	236人

基本的方向（1）出会いから結婚・妊娠・出産における切れ目のない支援を行う

➤結婚を希望している方が異性と出会い、結婚することができるよう支援するとともに、妊娠中や、出産後の子どもの健やかな成長を促進する専門的な支援策を充実することにより、妊娠・出産に対する不安や負担感を軽減し、出産・子育てに希望や期待を持つ家庭の増加を図ります。

具体的施策

① 結婚を希望している方への支援

- ・ 結婚願望のある男女に出会いの場を提供するため、関係機関・団体等と連携し、効果を上げるための工夫をしながら、出会い・婚活関係イベントの支援に取り組みます。
- ・ 結婚に伴う新生活への経済的負担を軽減するための支援に取り組みます。

② 妊娠・出産を希望している方への支援

- ・ 子どもを持つことを希望し不妊治療等を受ける夫婦の支援に取り組むほか、妊婦の健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見や適切な援助等により、不安を解消しながら安心・安全な出産を迎えられるよう医療機関等と連携を図った支援を行います。

- ・ 出産後においても、母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできる支援体制として「産後ケア事業」を実施します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
出会い・婚活イベント参加者数	53人	75人
妊婦11週以下の妊娠届出の割合 ^{*3}	95.1%	97.6%

^{*3} 妊娠届出は、母子健康手帳の交付や妊娠健康診査などの母子保健サービスが適切に行き届くよう、妊娠している方を早期に把握するための制度であり、法令上時期について時限は定められていませんが、厚生労働省では妊娠11週以下の届出を勧奨しています。

基本的方向（２）安心して子育てができる環境をつくる

- 家庭と子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、本市の実情に対応した多様な形の保育・教育の提供体制を確保するとともに、遊びや生活などを通した子どもの主体的・自発的な活動を促し、様々な可能性を持つ子どもが育つような環境づくりに努めます。
- 子育て環境の充実に向けて、市内関係機関・団体と連携し、子どもの健やかな成長と、保護者の子育て負担の軽減、地域全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。
- 仕事と家庭を両立することができる職場環境づくりを促進します。

具体的施策

① 子育て世代への支援

- ・ 社会福祉協議会、子育て支援団体等と連携し、仕事や家庭の都合など、子どもを預けたい市民の様々なニーズに対応できるよう、延長保育、放課後児童クラブ、一時預かり、地域子育て支援拠点、ファミリー・サポート・センター等の地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組みます。
- ・ 各種助成や補助等により、子育て世代の経済的負担を軽減します。

② 子育て環境の充実

- ・ 子どもたちが安心して遊び学べるだけでなく、親や祖父母の世代も集い交流できるような公園・施設の整備に取り組みます。
- ・ 保護者同士の交流の場にとどまらず、多様な世代や団体等の交流により地域全体で子育てをサポートするため、次のような機能を持つひとづくり・交流拠点複合施設「アイデミきたかた」の運営により、複合施設のメリットを活かした各機能間の相乗効果を図りながら、地域全体で子育てを支援する体制づくりに取り組みます。

ア 屋内子ども遊び場「めぐぷらざ」

天候に影響されず年間を通して子どもたちが楽しく遊ぶことができ、知的好奇心をくすぐる機能や運動能力の増進が図られる機能を有した屋内子ども遊び場「めぐぷらざ」を運営します。

イ 子育て支援ルーム

子育て世代の相互交流を図る「子どもステーション」事業や、親の仕事と子育ての両立を支援するための「ファミリー・サポート・センター」事業を行います。

ウ 子どもの生活学習支援ルーム

基本的な生活習慣の習得支援や、学習生活の定着に向けた学習支援を行います。

エ 相談ルーム

子育てに関する様々な相談事について気軽に相談できる窓口を設置し、必要に応じて関係機関や団体等との連携を図ります。

- ・ 保育施設などについては、地域における子育て支援の拠点として安全で安心な保育環境の整備や維持管理に取り組みます。
- ・ 安心して子育てと仕事を両立できるように、企業に働きかけ、男女ともに育児休暇や有給休暇を十分取得できるような職場環境をつくるとともに、長時間労働などの働き方を見直すことで、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- ・ こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期における総合的相談や支援を実施し、切れ目のない支援を実施します。
- ・ 核家族化や地域のつながりの希薄化などによる家庭や地域全体の子育て力の低下が課題となっていることから、世代間や地域全体の支え合いによる子育て環境の充実を図ります。

③ 子どもの健やかな成長のための支援

- ・ 乳幼児健診、任意インフルエンザ予防接種等の各種健診、感染症対策の充実により、子どもの健やかな成長を支援します。
- ・ 発育・発達に対する課題や不安について、個々の状況に合わせた継続的な支援を図ります。
- ・ 栄養・食事の問題に関し母子保健事業の機会を活用し、育児スキルの提供など継続的な支援・指導を行います。
- ・ 子どもの肥満解消や健康づくりのため、関係機関とともに、乳幼児期から学童期までの子どもの健康実態を統一的に把握し、情報と課題を共有しながら、連携した栄養・食育対策を推進します。
- ・ 成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のために、本市産農産物の活用推進などを図り、質の高い学校給食の提供に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
子ども・子育ての満足度（行政サービス満足度・重要度アンケート調査結果による）	50.0% (R6年度)	57.5%
めぐらざ利用者数	46,588人	50,000人
3歳児のう歯のない子どもの割合	89.5%	93.2%

基本的方向（３）将来を担う子どもたちの育成を強化する

- 子どもたちの学力向上につながる学校教育の充実はもちろん、社会の仕組みや働くことの意義を実践的に学べる機会づくりを通して、「社会を生き抜く力」を持った子どもの成長を支援します。
- 安全・安心かつ、快適な学びを支える教育環境の整備に取り組みます。
- 歴史や文化の学びを通じた「喜多方人」としての誇りや、自分の住む地域に愛着を持ち、将来の地域を支える存在になるという意識の醸成につながるような教育に努めます。

具体的施策

① 夢に向かい、変化する時代を生き抜く力を身につけるための教育

- ・ 子どもたち一人ひとりが、グローバルな時代を生き抜くための「確かな学力」「自ら学び、考え、行動する力」を身につけられるようにするため、ICTを活用した学習環境の整備、外国人英語指導助手（ALT）を活用した授業の推進、教師の指導力向上、各学校が行う学力向上対策等を支援するとともに、学校・家庭・地域・教育委員会が連携・協働して体制の構築を図ります。
- ・ 特別な支援を要する等子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援教育を実施します。
- ・ 適正な学校規模に基づく学校の適正な配置を推進するとともに、学校施設については、老朽化した施設や設備の計画的な改修、維持管理に努め、安全で快適な学びを支える教育環境の整備に取り組みます。
- ・ 商工団体等と連携し、社会科や総合的な学習の時間を活用した職場見学や職場体験学習を充実させることにより、子どもたちが小さい時から社会の仕組みや働くことの意義を理解し、単なる学力にとらわれない「自ら学び、考え、行動する力」を身につけるとともに、地元の産業に興味・関心を持ち、地元への愛着や地元で働くことの意義を理解する機会づくりに努めます。

② 本市の歴史、風土、文化等に関する学びを通じた「喜多方人」の育成

- ・ 「喜多方市人づくりの指針」の児童生徒への一層の浸透を図るとともに、学校、家庭、地域が連携し、児童生徒が地域社会で活躍する人々と触れ合う機会を通して、地域に愛着を持ち、将来地域を支えリードする人材の育成を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
全国学力・学習状況調査のうち、「考えを深めたり、広げたりすることができている」と答えた割合	児童 市 42.2% 県 41.1% 国 38.6% 生徒 市 33.9% 県 35.5% 国 34.3%	国・県を上回る
「喜多方市の人づくりの指針」の保護者への認知割合	81.00%	93.00%

基本目標 2

安定した雇用を創出する

長期人口ビジョンに示されるように、本市の人口移動の状況について、高校卒業後の進学や就職等により、若者世代が市外に転出することで、生産年齢人口の減少、少子高齢化につながっています。

また、人口減少による担い手や後継者不足、消費需要の低迷など地域の活力のもととなる地域経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

人口減少、少子高齢化が進展している中、地域を支える産業の振興を図り、安心して働き続けることができる安定した雇用の場と所得を確保することは持続可能な地域社会をつくるうえで最大の課題です。

豊富な地域資源を活用しながら、本市の強みである都市的要素と農村的要素に根ざした多様で付加価値の高い産業振興のほか、地域経済活動の維持や新たな雇用の創出にとって重要な、企業等における担い手の確保、円滑な事業承継等の支援に取り組むことによって、足腰の強い地域産業構造の一層の推進と就業機会の創出・拡大を目指します。

また、持続可能な地域社会づくりに向け、関係機関・団体と連携し、医療・介護・子育てといった市民の生活と密接に関わる分野はもちろん、本市の基幹産業であるものづくり分野における人材や、本市の歴史・風土・文化が育んできた伝統工芸などにおける担い手の育成・確保に取り組みます。

数値目標	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
市民一人当たりの所得額 （※市民とは納税義務者をいう。）	2,682千円	2,968千円

基本的方向（１）地域の特色を活かした足腰の強い農林業を推進する

- 他産業並みの所得を確保することができ、若者が将来にわたって魅力を感じることができる産業としての確立に向け、現在の稲作中心の小規模で高齢化率が高い就業構造から多様な担い手を中心となる足腰の強い農業構造への転換を進めます。
- 平坦地域や中山間地域等が混在し、地域ごとに作物の生産条件等が異なる状況を踏まえ、小規模でも経営が成り立つ園芸作物の生産拡大と併せて、高付加価値化、生産性向上、コスト縮減につながる取組の普及拡大を図り、地域特性を生かした競争力のある産地づくりを進めます。
- 森林の適切な整備を推進し、豊富な森林資源の有効活用を図ることにより、森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるとともに、森林施業における雇用の増大に努めます。

具体的施策

① 多様な担い手を中心となる農業構造の実現

- ・ 農業内外からの青年層の新規就農者や企業参入を促進するとともに、就農後の安定的な定着に向けた支援に取り組みます。

- ・ 地域計画の策定等を通じて地域ぐるみの話し合いを促しながら認定農業者などの意欲ある担い手へ農地の集積・集約化を図るとともに、営農を共同で取り組むことにより、省力・低コスト化につながる集落営農などの組織経営体の育成を推進します。
- ・ 他産業並みの所得が確保できる経営体に発展できるよう、経営体質の強化に取り組みます。

② 地域特性を生かした競争力のある産地づくり

- ・ 水田農業の収益力強化に向け、農地の集積・集約化と併せて、省力栽培技術の導入や主要品種であるコシヒカリと作期が異なる多収品種の導入等により多様な米づくりを推進するとともに、主食用米以外の作物への作付転換により地域の特性を生かした産地づくりと需要に応じた米生産を推進します。
- ・ 農作物の高付加価値化につながる6次産業化や環境にやさしい農業の普及拡大を推進します。
- ・ 和牛産地の持続的な生産力強化に向け、規模拡大や新規参入しやすい環境を整備するとともに、地域内一貫生産や耕畜連携による家畜ふん堆肥の利活用等による地域内資源循環を推進します。

③ 低コストで効率的な森林整備の推進

- ・ 本市産木材の供給体制を整備するため、県や林業団体などと連携し、森林経営計画^{*5}に基づき路網の計画的な整備や高性能林業機械の導入による間伐などを行うことにより、低コストで効率的な森林整備を一体的に推進します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
園芸作物施設化率（アスパラガス）	32.8%	47.9%
園芸作物平均収量（アスパラガス）	489kg/10a	1,000kg/10a
認定農業者の経営面積	4,300ha	4,878ha
所得目標を達成した認定農業者数	165経営体	200経営体
組織経営体数	43経営体	56経営体
森林経営計画策定面積（累計）	2,752ha	4,000ha

^{*5} 森林経営計画

森林の所有者や森林組合等の森林事業体が間伐や植林等の森林施業について定める5年間の計画であり、これを策定することにより国や県の補助事業を活用して森林整備を推進することができる。

基本的方向（2）企業誘致を推進するとともに、商工業の経営環境や競争力を強化し、生産性・収益性を高める

➤ 企業誘致を推進し、就労機会の確保と新たな雇用の場の創出に努めます。また、企業の生産性向上と経営基盤を強化するため、大学、金融機関等と連携し、改善活動の推進を支援するとともに多様な資金融資などにより、企業の育成振興に取り組むほか、産学官金連携、異業種間連携などの多様な連携により、優れた地域資源と高い技術力を活かした新商品・新サービスの開発やプロ

ジェクトの創出に取り組みます。

- 商工業の活性化のため、市内企業のマーケティング能力向上や海外を含めた積極的な市場開拓への取組を支援します。

具体的施策

① 企業誘致の推進と立地企業に対する支援

- ・ 本市出身首都圏在住者等との情報交換や、豊富な水資源や会津縦貫北道路による交通利便性の向上など本市の強みを活かした企業誘致を進め、就業機会の確保や地域産業の振興を図ります。

② 企業の生産性向上、経営基盤強化に対する支援

- ・ 大学、金融機関等と連携し、企業の戦略的な事業計画と継続的な改善活動の推進の支援を通じて経営者層と組織全体の意識と資質を高め、生産性を向上させるとともに、企業が行う経営課題解決や技術力向上の取組などへの支援を行い、企業の生産性向上や経営基盤強化を図ります。

③ 製造業・次世代産業の育成による競争力強化

- ・ 産学官金が密接に連携し、本市の優れた地域資源の活用と企業が保有する高度な製品・技術を組み合わせた農商工連携・医工連携などの構築により、高付加価値な新製品やサービス開発の促進を図るとともに、市内外の企業間の連携を推進し、企業価値の向上と新たな付加価値やプロジェクトの創出に取り組みます。

④ 商工業の受注・販路拡大に対する支援

- ・ 商工団体、金融機関等と連携し、市内企業のマーケティング能力向上や海外を含めた積極的な市場開拓への取組を支援します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
工場新設・増設企業数（累計）	13社	19社
「喜多方市工業振興支援制度」活用企業数（累計）	186件	246件
市内企業間連携事業参加事業所数	13社 (R6年度)	56社
ものづくり企業等展示会等出展支援件数（累計）	3件	15件

基本的方向（３）次世代の商工業の後継者づくりを支援し、新たな雇用の創出につなげる

- 関係機関・団体との連携により、起業・創業を考えている人々へのきめ細かな支援を行うほか、若手経営者のスキルアップや外部人材の活用を含めた事業承継・拡大のための人材確保に対し支援することにより、市内商工業の新陳代謝の促進と新たな雇用の創出を図ります。

具体的施策

① 起業・創業に対する支援

- ・ 商工団体、金融機関等と連携し、創業希望者への相談体制強化や経営ノウハウを学ぶセミナー等を開催するほか、補助金、融資制度等を活用した事業資金の調達方法を確保することにより、円滑に操業できる支援や開業後のフォローアップなどを行います。

② 商工業の後継者の育成・確保や事業承継に対する支援

- ・ 商工団体、金融機関等と連携し、若手経営者や後継者候補を対象に、経営に必要とされる能力や技術を習得するための取組を支援することにより、企業・商店の担い手としての資質向上や人材育成を図ります。
- ・ 商工団体、金融機関等と連携し、事業の発展・継続に必要な人材確保のため、経営幹部、後継者、技術者、新規事業立上げ時のリーダー等、ニーズに合った人材と企業とのマッチングの支援を行います。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
起業・創業件数（累計）	144件	204件
ものづくり企業等人材育成・研修支援件数（累計）	6件	42件

基本的方向（４）地域資源を活かし地場産業の魅力・付加価値を向上させる

- 地域内における農商工連携や6次産業化を推進するとともに、本市の全国的な知名度と豊かな水資源、四季折々のイメージを重ね合わせ喜多方ブランドを確立し、市民と農商工が一体となった地場産業の振興を図ります。

具体的施策

① 喜多方産品の消費・販路拡大による所得の向上

- ・ JA、農業者団体、加工業者、流通業者、金融機関など多様な主体と連携を図り、豊富な農畜産物を活用した6次産業化を推進し、農林業を主体とした新たなビジネスの展開を図ります。
- ・ 米をはじめとした高品質な農畜産物、世界的に高い評価を受けている日本酒など、本市を代表する特産品について、JAや農業者団体、流通業者、金融機関等と連携し、国内はもとより、福島県産農産物の輸入規制の動向を注視しながら、海外市場もターゲットに積極的な販路開拓・拡大に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
アグリチャレンジ支援事業による新商品開発及び新サービス創出件数（累計）	46件	52件

基本的方向（５）不足する人材の育成・確保と市内定着を促進する

- 安心して暮らせるまち、子育てしやすいまちの形成にとって重要な、医療・介護・保育分野について、関係機関との連携や先端技術の活用などにより将来を担う人材の育成・確保に努めます。
- ものづくり分野においては単なる人材不足への対策だけでなく、熟練者の持つ高度な技術・技能の次世代への継承に対する支援にも取り組んでいきます。
- 漆器、桐材加工などに代表される伝統工芸について、外部人材の活用などを含めて担い手の育成・確保に努めます。
- 就業機会の確保や新たな雇用の創出など労働環境の更なる整備による雇用の安定を図ります。

具体的施策

① 地方創生の基盤を支える人材の掘り起こし・育成・支援

- ・ 市内の高等学校と連携し、将来的に本市の基盤を支える人材として、高等学校の生徒に、地域課題の解決や地域に愛着を持てる機会を創出します。
- ・ 看護人材の育成・確保による地域医療体制の充実に向け、喜多方地方定住自立圏共生ビジョンに位置付け、広域市町村圏組合構成市町村で喜多方准看護高等専修学校の運営を支援するとともに、准看護学校の学生の就学及び就労支援を行うなど、喜多方医師会と連携し、医療・看護人材の育成及び地域への定着を図ります。
- ・ 介護人材の確保・定着に向け、医師会や社会福祉協議会、介護事業者等と連携し、アイデミきたかたに整備した看護・介護人材養成施設を活用した質の高い介護職員の育成と確保を目指します。
- ・ 教育・保育事業者、子育て支援団体等と連携し、ニーズや社会情勢の変化を踏まえながら、幼児期の教育・保育分野の人材育成・確保を図ります。
- ・ 県、大学、ポリテクセンター、商工団体等と連携し、製造業を中心とした市内企業が保有する優れた技術を次世代に引き継ぐため、技術・技能の後継者と高度な製品・技術の開発に対応できる人材の育成と確保の取組を支援します。
- ・ 県、市内企業、大学、商工団体等と連携し、学校内外において子どもたちのものづくりに対する興味・関心を高め、保護者・地域住民のものづくりに対する理解を深める施策を実施することにより、ものづくり分野の人材育成の促進を図ります。
- ・ 業界団体等と連携し、漆器産業や桐材加工業など各分野の職人による後継者の育成や技術の継承などの取組を支援することにより、本市の優れた伝統工芸の次世代への継承を図ります。
- ・ 関係機関や団体と連携し、新規学卒者、再就職希望者、障がい者などの就業機会の確保を図るとともに、雇用相談センターの相談や就業支援業務を充実し、就業の促進と求職・求人のマッチングに取り組みます。

- ・ 外国人雇用については、外国人の派遣や外国人技能実習制度などにより、外国人労働者を受け入れている市内企業から情報収集を行うとともに、外国人雇用に関する相談や情報提供などにより支援します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
事業所が望む介護職員の充足率	99.28%	100%
喜多方准看護高等専修学校新卒就職者の 市内医療機関等就職率	55.5%	80%
市が主催するものづくり関係イベントへの 参加者数（累計）	1,497件	2,217件

※「喜多方准看護高等専修学校新卒就職者の市内医療機関等就職率」の基準値は、過去10年間の就職者のうち市内医療機関への就職率から設定しています。

基本目標 3

将来にわたり安心して暮らせる魅力的なまちをつくる

人口減少、少子高齢化社会の進行、デジタル社会の急速な進展、相次ぐ自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症の拡大など、社会を取り巻く環境の変化は加速しており、これらに伴う社会課題はより複雑化してきています。こうした中、市民ニーズの多様化に伴い、これまで行政が主として提供してきた市民サービスについて、民間事業者やNPO法人等が担い手となるケースも増えてきています。

そのため、自治体だけでなく、企業、各種団体、市民など、地域に関わる一人ひとりが地域の担い手として自ら積極的に参画できるよう、地域づくり活動や地域コミュニティ活動への支援を進めるほか、人口減少と高齢化が進む中山間の集落に対する多様な支援に取り組みます。

また、市民が地域において安全で安心な生活ができるように、行政に頼るだけでなく、自助・共助を高め地域全体で助け合うための防災・減災対策の取組を推進するとともに、市民の身近な移動手段である公共交通の維持・確保のほか、雪害対策、空き家対策等によるまちの活性化を図ります。

さらに、市民の健康を守るため、健全な生活習慣の形成に向けた健康づくり施策を推進し、予防医療体制の整備を図るほか、生活支援や相談体制などを充実させ、地域の高齢者等を包括的に支援する仕組みづくりに努めます。

併せて、DX推進による市民の利便性と行政サービスの向上に努めるほか、循環型社会・脱炭素社会の実現に向けた取組を推進し、持続可能な暮らしが実現するまちづくりに取り組みます。

数値目標	基準値（R6年度）	目標値（R11年度）
行政サービス満足度・重要度アンケート調査結果のうち、満足度の平均	53.3点	58.3点

基本的方向（１）安全・安心な地域社会をつくる

- 自然災害に迅速に対応し、災害から住民の生命と財産を守るため、関係機関と連携を図りながら地域における自主防災体制の強化を図るほか、市民の防災意識の高揚を図り、行政、住民、事業所、関係機関が一体となった防災まちづくりの推進に努めます。
- 住民が安心して日常生活を送れるようにするため、地域のバスなどの必要な生活交通の維持・確保を図るほか、まちの活性化につながるような空き家対策や安全に利用できる道路環境の確保、交通安全対策・防犯対策に努めることにより安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

具体的施策

① 防災・減災対策の推進

- ・ 災害時に必要となる装備品等の確保や自主防災組織を拡充して消防団との連携を強化するとともに、自治体や関係団体との災害協定締結を推進するほか、要介護者、障がい者等の緊急時に支援を必要とする方に対する迅速な支援体制の構築により、災害に強く安心して暮らせるまちづくりを図ります。

② 生活交通ネットワークの維持

- ・ 市民生活を支える地域公共交通ネットワークの利便性向上と交通結節機能の強化を図るため、路線バスの運行を支援するとともに、バス・タクシー会社等と連携し、デマンドバスの運行体制の充実強化に取り組みます。

③ 安全な生活環境づくり

- ・ 空き家のリフォーム等を含めた利活用を図りつつも、調査の結果、利用困難であり倒壊の危険性等がある空き家については、所有者や地域団体等による解体を促進し、地域ぐるみでの良好な生活環境の確保や新規住宅需要に対する宅地を確保することにより、まちの活性化につなげます。
- ・ 警察署などの関係機関や交通安全関係団体、防犯関係団体と連携した交通安全対策、防犯対策の推進により、暮らしの安全を確保し、安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
自主防災組織結成率	33.4%	44.4%
地域公共交通利用者数（単年度）	44,430人	50,700人
危険空き家等の解体撤去件数（累計）	196件	343件

基本的方向（２）誰もが健康でいきいきと暮らし続けられる地域社会をつくる

- 市民の健全な生活習慣を形成するため、運動の習慣づけや健診の実施、保健指導の徹底など、生活習慣病予防を中心とした施策や健康づくりの支援体制の整備を推進するとともに、市民の健康に対する自覚と意識の高揚を図り、自発的な健康管理の促進に努めます。
- 高齢者等が住み慣れた地域で、ともに暮らしともに助け合う社会づくりのため、相談体制の充実と介護予防を始めとする諸施策の展開を図ります。
- 医師・看護師の確保や高齢化の進む中山間地域の医療の確保など地域医療体制の充実を図ります。

具体的施策

① 運動の習慣づけによる健康づくりの促進

- ・ 「スポーツ交流都市宣言」の理念を踏まえ、体育協会、子育て支援団体、医師会、社会福祉協議会等と連携し、乳幼児期や学童期から青壮年期、高齢期に至るまで、あらゆる世代における運動習慣の形成に対する支援に取り組みます。

② 健康意識の向上と予防医療体制の強化

- ・ 市民が自身の健康状態を把握し適正な血圧と体重を維持しながら健康に暮らせるよう、特定健診受診初年度となる新 40 歳の市民やがん検診対象者に対する受診啓発のほか、施設健診・休日健診の実施などにより、各種健診・検診の受診しやすい環境整備を進め、生活習慣病やがんの発症予防・早期発見を図ります。
- ・ 医師会等と連携し、健康意識の向上を図るとともに、保健指導等を効果的に実施し、生活習慣病の発症や重症化予防を図ります。

③ 地域包括ケアシステムの構築による介護・医療体制の充実・強化

- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、医師会、社会福祉協議会、介護事業者等と連携し、地域の実情を把握し、高齢者の課題を多職種連携し解決するための体制構築やそれを支える機関の強化、生活支援サービスの充実等により、高齢者が地域において安全で快適に生活できる環境づくりを図ります。
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向け、医師会等と連携し、在宅医療支援体制の強化を図るとともに、県、県立医科大学等と連携し、喜多方市地域・家庭医療センター「ほっと☆きらり」における家庭医育成拠点としての機能強化を図ります。

④ 地域医療体制の充実

- ・ 医療法において、地域医療の確保は地方自治体の責務であり、喜多方地方広域市町村圏組合構成市町村では、救急医療施設運営事業（在宅当番医制、病院群輪番制）を実施し、本市及び圏域の住民が安心して適切な医療が受けられる安定した医療体制の維持に努めているほか、広域連携による二次医療圏での産科・小児科医療の体制強化など、親子が本市で安心して過ごせるための医療体制の強化を目指します。
- ・ 高齢化の進む中山間地域の診療手段として患者と医師をビデオ通話機能でつなぐオンライン診療の推進に取り組む医療機関を支援します。
- ・ 医師不足を解消し医療体制を充実させるため、医師や看護師の確保に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
軽く汗をかく 1 回30分以上の運動を週 2 回以上、1 年以上続けている市民（壮年期 40～64歳）の割合	男性：30.0% 女性：24.4%	男性：30.0% 女性：30.0%
高血圧Ⅱ度（収縮期血圧160又は拡張期血圧100）以上者の割合	8.3%	5.3%

基本的方向（3）地域のつながりを大切にしたい、誰もが活躍できる地域社会をつくる

- みんなの知恵と協働で創るまちづくりに向け、行政、市民、事業者、市民団体等が役割分担をした中で協力体制を確立し、市民がまちづくりに積極的に参加できる環境づくりを推進するほか、

地域の特色ある歴史・文化活動の保存・継承に関する支援を進め、魅力ある地域づくりの促進を図ります。

- 自らの取組だけではその機能の維持・活性化が困難な集落に対して、行政はもとより集落出身者や外部人材の協力、さらには国の制度等を活用するなど、多様な支援に努めます。
- 本市において、国籍や年齢、性別、障がいの有無などを問わず、多様な人々の誰もが居場所と役割を持ち、生きがいを感じながら暮らすことができる環境を整備していきます。また、地域に暮らす人々がつながりを持って支え合う関係により成り立つコミュニティを目指すとともに、多様な社会参加の機会の創出、地域社会の持続性の向上、行政と市民による協働のまちづくりにより地域共生社会の実現に努めます。

具体的施策

① 市民が主役となった持続可能な地域づくり

- ・ 地域の特色を活かしたまちおこしや、地域の心のよりどころである伝統芸能の保存・継承など、市民が自ら考え実践する地域づくり活動を支援するほか、NPO等の活動を活性化させ、市民と行政との協働による取組の定着を図り、市だけではできない領域に事業の幅を広げるため、市民活動支援センターを支援して機能強化を図ります。
- ・ 地域・集落の維持・活性化を図るため、集落支援員の知見を活かした支援や地域の巡回、人材育成に努めるとともに、「地域おこし協力隊」を導入し地域の魅力向上やPR強化、地場産業の担い手育成等を図ります。
- ・ 「蔵のまち」として脈々と受け継がれてきた本市特有の景観を将来に伝えるため、良好なまち並みの形成・維持に取り組む地域やまちづくり団体を支援します。

② NPOなどの地域づくりを担う組織や企業との連携

- ・ 地域の担い手を幅広く捉え、市の力だけではなく、NPO、企業などの多様な主体との連携・協働を進めます。
- ・ 誰もが暮らしやすく安全・安心で活力のあるまちづくりのため、PPP^{*6}やPFI^{*7}といった公民連携による民間活力の活用に努めます。

③ 誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現

- ・ 男女共同参画や協働のまちづくりなどの理念の普及を図り、誰もがつながりを持って支え合う地域づくりを推進します。
- ・ 高齢者や障がい者が住みなれた地域で可能な限り継続して生活できるよう、地域包括ケアシステムの拡充を図ります。

④ 外国人を受け入れやすい環境の整備と多文化共生の推進

- ・ 市民の多文化共生意識の啓発に努め、外国人住民向けに生活情報の提供や相談体制の環境整備を図ります。

- ・ 市民が国際理解を深める機会を拡大するため、姉妹都市を締結している米国ウィルソンビル市や、産業、スポーツ、教育文化面等での友好都市協定を締結した中国宿遷市などと交流を推進するとともに、民間団体などが行う国際交流活動を支援することにより市民の国際感覚の醸成に努めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
協働のまちづくり推進事業及びふるさと創生事業の採択件数（累計）	311件	551件
協働のまちづくり推進事業の活用による地域と地域づくり団体等との連携数（累計）	6件	17件
パートナーシップ届出数	0組	3組
高齢者いきいきサロンを設置した地区数	44地区	44地区
喜多方市外国人相談窓口における相談件数	0件	370件

*6 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）

公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPPと呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

*7 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。PFIは、公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームである公民連携の代表的な手法の一つ。

基本的方向（４）人口減少・高齢化に対応した経済・生活圏を形成する

- 人口減少や高齢化の進行に伴い、自治体単独で地域住民の生活に必要な都市機能の全てを整備することや活性化策を実施していくことは困難になってきているため、広域的な企業の連携など、地域の強みを最大限に活用して経営力向上や販路拡大、人材育成等への取組を行い、地域外市場から稼ぐ力を高め、産業振興による地域活力の維持や雇用の拡大を促進します。
- 会津総合開発協議会、会津北部・置賜南部交流推進懇話会等とのさらなる連携を深め、会津地域及び山形県置賜南部地域の自治体との広域交流ネットワークづくりを図るとともに、会津北部の中核的都市として、住みたい、住み続けられる都市づくりに取り組みます。

具体的施策

① 企業間の広域連携に対する支援

- ・ 広域的に実施する企業間連携や産学官連携の取組を支援するとともに、広域で開催する企業商談会や展示会等の取組を支援します。

② 自治体における広域連携の推進

- ・自治体間の広域連携により、観光のネットワーク化や産業の活性化、地域の賑わい創出に取り組めます。
- ・会津北部地域の中核都市として、定住自立圏構想の推進など近隣地域との連携により活力ある経済・生活圏を形成し、住みたい・安心して住み続けられるまちづくりを行います。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
広域連携活動への参加企業数	16社	20社
出会い・婚活イベント参加者数【再掲】	53人	75人

基本的方向（５）持続可能な暮らしが実現する地域社会をつくる

- DXの推進により、デジタル技術等を活用して、市民の利便性と行政サービスの向上に努め、地域課題の解決、地域の魅力向上を図ります。
- SDGsを原動力とした地方創生を図るため、地域、組織、ジェンダー、世代等の枠を超えた持続可能な開発目標の統合的な取組について、地域特性も踏まえた独自のSDGsを推進するとともに、広く浸透と主流化を図ります。
- 限りある資源の有効活用と再生可能エネルギーの普及促進により、環境にやさしいまちを目指します。

具体的施策

① DX推進による市民の利便性向上と行政運営の効率化

- ・市民の利便性向上や行政サービスの効率化の観点から、市役所に行くことなく各種手続を可能とする行政手続きのオンライン化を推進し、市民の利便性の向上と負担軽減に取り組めます。
- ・庁内業務の効率化、DX推進に対する職員の意識改革、人材の育成と多様な働き方などを推進するとともに、情報システム等の基盤整備や新技術の活用により、行政運営の効率化を図ります。
- ・防災、交通、保健福祉、観光等、様々な分野においてデジタル技術を活用し、地域の課題解決や魅力向上に取り組めます。
- ・先端技術を活用し、地域課題を解決・改善する人材の確保が必要になるため、教育の場で子どもたちにリテラシー教育を行うほか、地域への定着も図ります。

② SDGsを原動力とした地方創生

- ・地方創生の取組をSDGsの理念に沿って進めることにより、市民生活の向上や自然環境の保全、地場産業の活性化など、政策全体の最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待できるため、本市組織内において、SDGsの視点による取組や現状の見直しを実施するとともに、関係各部署間の連携を進めていきます。

- ・ SDGs の考え方を広く市内に浸透させ、SDGs に対する市民や事業所等の認識と理解が高まるよう普及促進に取り組みます。

③ カーボンニュートラル^{*8}の実現と循環型社会の推進

- ・ 「喜多方市カーボンニュートラル宣言」に基づき、市、市民、事業者が協働しながら二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すとともに、脱炭素社会の実現への取組を推進します。
- ・ 循環型社会の形成に向けて、市民や事業者に対し、3 R^{*9}活動を促進するとともに、環境保全意識の高揚と環境に配慮した生活や事業活動を促進し、限りある資源の有効活用に努めます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
オンライン化した手続数	26件	50件
「SDGs」の認知度（行政サービス満足度・重要度アンケート調査結果による「知っている」以上の割合） ^{*10}	52.8% (R6年度)	62.8%
再生可能エネルギー導入率	60.1%	68.2%

^{*8} カーボンニュートラル

「温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」ことで、排出した二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの量から、森林などによる吸収量や除去量を差し引いた、実質ゼロにすることを意味する。

^{*9} 3 R

「Reduce リデュース（発生抑制）、Reuse リユース（再利用）、Recycle リサイクル（再生利用）」の3つのRの総称のこと。

^{*10} 5：十分知っている（個人や職場で意識して取り組んでいる）、4：よく知っている（17のゴールの下に169のターゲットなどがあること）、3：知っている（17のゴールがあること）、2：少し知っている（言葉は聞いたことがある）、1：知らない

基本目標 4

本市への新しい人の流れをつくる

地域の活性化を目指すためには、一定程度以上の人口を地域で維持することが重要です。そのためには、移住・定住人口、交流人口の拡大、継続的に多様な形で関わる関係人口の創出に取り組み、本市への人の流れをつくる必要があります。

そこで、本市の全国的な知名度や豊かな自然環境に支えられた産業や歴史、風土の特性を活かし、地方への移住に興味・関心を持つ都市部の住民に積極的にアプローチを行い、移住先として喜多方を強く意識してもらうとともに、移住に関する相談・各種支援体制によるきめ細かなケアに取り組み、移住を促進していきます。また、若者や子育て世代が市内での就職・定住を希望するような動機付けを提供することにより、市外への流出の抑制に努め、定住人口の拡大を図ります。

さらに、年間 180 万人以上が訪れる「観光都市」としての強み等を活かし、各種メディア等を活用した情報発信に取り組み、多くの方に本市の魅力を感じてもらうことで、交流人口や関係人口の創出拡大による人の流れをつくり、「まち」の賑わいを創出するとともに、併せて本市を訪れた人が本市に対して好印象を抱き、再び訪れたいと思うような、おもてなしが行き届いた魅力的な都市の実現を目指します。

数値目標	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
社会動態（転入－転出）	△102人 （R5年1～12月）	△80人 （R11年1～12月）
観光客入込数	1,561,945人	2,035,000人

基本的方向（1）市外への流出を抑制し、定住を促進する

➤基本目標2の各施策により産業の振興・雇用の創出を図るとともに、若い世代の住まいの確保、市内外の学生の就業及び経済的負担に対し支援することにより、本市の将来を担う世代の市内への定着促進を図ります。

具体的施策

① 市内定住の促進

- ・ 若者や子育て世帯などの居住ニーズに合った住宅の供給を図り、子育て世帯の定住促進に取り組めます。

② 若年層の市内定着の促進

- ・ 本市出身で大学、短大、高専、高校等卒業後に市内で就労・居住する若者に対し、奨学金の返還を支援します。

- ・ 関係機関・団体と連携し、高校生の市内企業への理解を高めるとともに、就職支援を充実させ、市内での就職・定住を希望するような動機づけを提供し、若年層の市内定着と市内企業の人材確保を図ります。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
地元（会津地域）就職率	63%	80%

基本的方向（２）住まい、仕事等の支援を通じ、本市への移住を促進する

- 移住・定住に興味・関心がある人に対し、生活環境や支援制度等を関係団体と連携して情報発信するとともに、移住希望者からの相談にワンストップ体制で総合的な対応を行いながら、住宅取得や空き店舗などの住まい・仕事への支援を通じて、本市への UIJ ターンの促進を図ります。

具体的施策

① 相談・支援体制の強化による本市への移住の促進

- ・ 移住・定住に関するワンストップ窓口が中心となり、関係団体と連携しながら、本市の PR や移住希望者とのマッチング、移住・就農体験、移住者の負担軽減、定住コンシェルジュによるきめ細かな支援など、一貫した取組を行うことにより、安心して移住・定住できる環境の充実強化を図ります。

② 移住者に対する住まいや仕事の支援

- ・ 不動産業者や商工団体、NP0、ハローワーク等と連携して、空き家、空き店舗の情報を空き家バンクに登録し、UIJ ターン希望者の住宅や新規創業希望者の店舗等として活用を図るとともに、併せて雇用相談センターでの職業紹介相談支援や創業支援事業によるサポートを行うことにより、移住・定住の促進や移住者の仕事の確保の支援、新たな雇用の創出に取り組みます。
- ・ 新規就農者に対し初期投資に係る費用を支援するほか、営農に関する技術的な助言などきめ細かな支援を行うことにより、新規就農者の定着促進に取り組みます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
移住相談窓口を通じた県外からのUIJターン者数（累計）	179人	389人
移住者への就労支援件数（累計）	5件	35件

基本的方向（３）魅力的な観光エリアづくりにより交流人口を増加させる

➤もてなす心で観光客を温かく迎え入れることを基本としながら、豊かな自然環境、蔵や長床をはじめとした歴史的建造物・文化財、酒等の醸造業や漆器・桐製品などの伝統工芸、ラーメンやそばに代表される食、各地域の個性豊かなイベントなど、豊富な観光資源のネットワーク化により、スポット観光から周遊・宿泊観光へのシフトを図ります。また、グリーン・ツーリズムと市内の街なか散策の連携など、魅力的な観光エリアづくりを進めます。併せて、関係機関・団体と連携しインバウンド対策の強化に取り組むことにより、観光交流人口の拡大に努めます。

具体的施策

① 観光資源の発掘・磨き上げとネットワーク化

- ・ 市内に点在する自然、文化、歴史、食などの多種多様な観光資源を磨き上げると同時に、新たな資源を発掘することが重要です。そのため、観光客のニーズに合わせ、まちなか周遊バス、タクシーや自転車等を活用した二次交通手段の環境整備と併せ、旧市内を中心としたまちなか観光コースの充実や広域的観光コースの磨き上げを行い、魅力ある様々な市内観光ルートの造成に取り組み、観光客の滞在時間の延伸による観光消費活動の活性化や市内宿泊者数の増加につなげていきます。
- ・ 本市の観光・物産情報について、ターゲットを明確にし、ICT や各種メディアの活用とともに、観光誘客イベントでの宣伝などタイムリーで効果的な情報発信に取り組みます。
- ・ 三ノ倉高原花畑、日中線しだれ桜、熱塩加納町のひめさゆり、山都町の福寿草など、豊かな自然を活かした「花」を地域資源としてさらに磨き上げ、「花でもてなす喜多方」として四季折々の花で楽しめる地域づくりを推進し、本市全体の魅力向上と周遊促進を図ります。
- ・ 本市及び会津北部を代表する蔵資源については、観光の拠点やランドマークとして地元商店街や関係団体等と連携しながら利活用するとともに、本市観光担い手の中核となる（一社）観光物産協会との協働による魅力的な観光受入体制の充実に取り組みます。

② グリーン・ツーリズムの一層の推進と広域連携の強化

- ・ 小中学校等訪問、教育旅行関係者モニターツアー等により教育旅行の誘客を推進するほか、姉妹・友好都市などからの農泊・農業体験の促進、受入農家の資質向上、大都市等消費者モニターツアー等により、グリーン・ツーリズム交流人口の拡大を図ります。
- ・ これまで行ってきた、歴史的なつながりの深い会津若松市や北塩原村、山形県置賜地域などの近隣市町村との有機的な連携を強化するとともに、近年結びつきを強めている首都圏の自治体との相互協力・交流をさらに深め、共同による観光物産展や誘客プロモーション等を実施することにより、新たなルートからの観光入込みを図ります。

③ インバウンド対策の強化

- ・ 増加する訪日外国人旅行者の利便性向上を図るため、商店街等における公衆無線 LAN の整備や施設内の外国語表記等改善、免税販売の促進など、外国人旅行者受入れのための事業者の環境整備を支援することにより、本市へのさらなる外国人旅行者の入込みを図ります。さらに、近年、海外において日本食が見直されていることから、IWC（インターナショナル・ワイン・チャレンジ）で多数の入選があった本市の日本酒や、海外で人気を博しているラーメン等を PR することで、インバウンド対策の強化につなげていきます。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
宿泊者数	50,223人	70,000人
グリーン・ツーリズム交流人口	3,957人	7,500人
外国人観光客数	1,351人	14,400人

基本的方向（４）関係人口の創出拡大や民間資金の還流を図る

- 本市の出身者や、縁戚者、仕事上で関わりがある人、何度も訪れたことがある観光リピーター、ふるさと納税をした人など、一定以上の関係性がある人たちは、定住に至らなくとも、本市に継続的に多様な形で関わる「関係人口」として、地域の活性化や将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待されるため、関係人口の創出拡大に取り組みます。
- 企業版ふるさと納税の活用を促進することや、ふるさと納税等を通じた個人の寄附による民間資金の流れを強化し、地域課題の解決に生かします。
- 本市が持つ魅力を分かりやすく効果的に伝えることにより、多くの人が多様な形で関わるまちを目指します。

具体的施策

① 多様な関わりを持つ人々との継続的な交流促進

- ・ 共通する行政課題へ対応するため、県内外の市町村をはじめ、大学、民間企業等との個別分野での協定等による連携体制や、友好都市や姉妹都市との交流を深め、自治体中心の交流から、個人や民間団体等による自主的な交流へと発展させます。
- ・ 従来から本市と関係がある人向けには、地域づくり活動や趣向に応じて現地視察できる機会の提供をするなど、関係性を強化していきます。また、これから本市と関わりを持とうとしている人向けには、従来から行っている農山村体験などに加えて、地域課題の相談や解決に関わることでできる機会づくりを進めていきます。
- ・ サテライトオフィス*11 やテレワーク*12、ワーケーション*13 など新しい働き方を通じた関係人口の拡大に努めます。

② 企業や個人による寄附・投資等による資金の流れの強化

- ・ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、官民一体となった取組を更に促進できるよう、働きかけを強化するとともに、ふるさと納税などの思いのある個人の寄附についても、新しい返礼品の追加や SNS を活用した PR 等により、新たな寄附者を掘り起こし、寄附額の拡大に取り組みます。

③ シティプロモーションの推進による市の魅力発信

- ・ 市のブランドイメージや認知度を向上し、交流人口・関係人口等の増加につなげるため、SNS や地域資源を活用した効果的なプロモーションに取り組み、市の魅力を発信します。

重要業績評価指標（KPI）	基準値（R5年度）	目標値（R11年度）
民間企業等との連携協定等の締結数（累計）	76件	88件
個人版ふるさと納税寄附金額と企業版ふるさと納税寄附金額の合計額	115,515千円	396,700千円

*11 サテライトオフィス

企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

*12 テレワーク

ICT を活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。

*13 ワークケーション

「ワーク」と「バケーション」を組み合わせた造語で、観光地やリゾート地でテレワークを活用しながら、働きながら休暇をとる過ごし方のこと。

5 総合戦略の実現に向けて

5-1 総合戦略の推進

(1) 地域住民、関係機関・団体等との連携

総合戦略の効果的・効率的な推進のためには、地域住民、関係機関・団体や民間事業者等の参加・協力が不可欠です。そのため、各分野において、関連する機関・団体や民間事業者と行政が協働して施策・事業に着実に取り組んでまいります。

(2) 地域間連携

本市を含む3市町村（喜多方市、西会津町、北塩原村）は、人口減少、少子高齢化社会においても、活力ある社会経済を維持するとともに住民が安心して快適な暮らしを営むことができるように利便性を維持・向上させ、将来にわたって豊かな地域として持続していくことを目指し、定住自立圏を形成しています。

構成市町村が抱える共通課題の解決に向け、域内のスケールメリットを生かしながら、広域連携による取組の強化を図ります。

(3) 施策間連携

より効果的な課題解決を図るためには、複数の施策を相互に関連付けて実施することも重要です。そのため、必要な施策間の連携をこれまで以上に強化するとともに、地域の実情や資源等を踏まえて、国等の支援を組み合わせ有効に活用していくように努めます。

5-2 進捗管理と検証の体制

「4 総合戦略の施策内容」に掲げた具体的施策について、PDCA サイクル〔計画（Plan）－実施（Do）－評価（Check）－改善（Action）〕による進捗管理と検証を実施します。

本市で既に実施し制度的に確立している、事務事業評価や政策評価制度といった既存の行政評価制度の活用や、公募市民を含む産官学金労言で構成する「喜多方市総合戦略推進会議」において、基本目標に係る数値目標と各施策のKPI等の達成度合いにより施策・事業効果を客観的に検証・評価することに加え、国が提供している「地域経済分析システム（RESAS）」による詳細な経済分析や国勢調査の結果、さらには、総合計画の改訂作業等を踏まえ、必要に応じて施策の見直しや総合戦略の改訂を行っていきます。

■ PDCA サイクルのイメージ



5-3 国の支援制度の活用

本市総合戦略に基づく施策の推進にあたっては、新しい地方経済・生活環境創生交付金やデジタル田園都市国家構想事業費等の「財政支援」、地域経済分析システム（RESAS）等の「情報支援」、地方創生コンシェルジュ制度等の「人的支援」といった国の支援制度を積極的に活用していきます。

参考資料

基本目標の数値目標及び重要業績評価指標（KPI）の出典（担当課）

【基本目標 1】 8 指標（数値目標： 1 指標 KPI： 7 指標）

	指標名	指標の出典（担当課）
1	出生数	こども課
2	出会い・婚活イベント参加者数	こども課
3	妊娠 11 週以下の妊娠届出の割合	社会福祉課
4	子ども・子育ての満足度（行政サービス満足度・重要度アンケート調査結果による）	企画調整課 こども課
5	めぐぶらざ利用者数	こども課
6	3 歳児のう歯のない子どもの割合	保健課
7	全国学力・学習状況調査のうち、「考えを深めたり、広げたりすることができている」と答えた割合	学校教育課
8	「喜多方市の人づくりの指針」の保護者への認知割合	生涯学習課

【基本目標 2】 17 指標（数値目標： 1 指標 KPI： 16 指標）

	指標名	指標の出典（担当課）
1	市民一人当たりの所得額	商工課
2	園芸作物施設化率（アスパラガス）	農業振興課
3	園芸作物平均収量（アスパラガス）	農業振興課
4	認定農業者の経営面積	農業振興課
5	所得目標を達成した認定農業者数	農業振興課
6	組織経営対数	農業振興課
7	森林経営計画策定面積（累計）	農山村振興課
8	工場新設・増設企業数（累計）	商工課
9	「喜多方市工業振興支援制度」活用企業数（累計）	商工課
10	市内企業間連携事業参加事業所数	商工課
11	ものづくり企業等展示会等出展支援件数（累計）	商工課
12	起業・創業件数（累計）	商工課
13	ものづくり企業等人材育成・研修支援件数（累計）	商工課
14	アグリチャレンジ支援事業による新標品開発及び新サービス創出件数（累計）	農業振興課
15	事業所が望む介護職員の充足率	高齢福祉課
16	喜多方准看護高等専修学校新卒就職者の市内医療機関等就職率	保健課
17	市が主催するものづくり関係イベントへの参加者数（累計）	商工課

【基本目標 3】16 指標（数値目標：1 指標 KPI：15 指標）

	指標名	指標の出典（担当課）
1	行政サービス満足度・重要度アンケート調査結果のうち、満足度の平均	企画調整課
2	自主防災組織結成率	危機管理課
3	地域公共交通利用者数（単年度）	地域振興課
4	危険空き家等の解体撤去件数（累計）	都市整備課
5	軽く汗をかく 1 回 30 分以上の運動を週 2 回以上、1 年以上続けている市民（壮年期 40～64 歳）の割合	保健課
6	高血圧Ⅱ度（収縮期血圧 160 又は拡張期血圧 100）以上者の割合	保健課
7	協働のまちづくり推進事業及びふるさと創生事業の採択件数（累計）	地域振興課
8	協働のまちづくり推進事業の活用による地域と地域づくり団体等との連携数（累計）	地域振興課
9	パートナーシップ届出数	企画調整課
10	高齢者いきいきサロンを設置した地区数	高齢福祉課
11	喜多方市外国人相談窓口における相談件数	企画調整課
12	広域連携活動への参加企業数	商工課
13	出会い・婚活イベント参加者数【再掲】	企画調整課 こども課
14	オンライン化した手続数	情報政策課
15	「SDGs」の認知度（行政サービス満足度・重要度アンケート調査結果による「知っている」以上の割合）	企画調整課
16	再生可能エネルギー導入率	市民生活課

【基本目標 4】10 指標（数値目標：2 指標 KPI：8 指標）

	指標名	指標の出典（担当課）
1	社会動態（転入－転出）	企画調整課
2	観光客入込数	観光交流課
3	地元（会津地域）就職率	商工課
4	移住相談窓口を通じた県外からの UIJ ターン者数（累計）	地域振興課
5	移住者への就労支援件数（累計）	商工課
6	宿泊者数	観光交流課
7	グリーン・ツーリズム交流人口	観光交流課
8	外国人観光客数	観光交流課
9	民間企業等との連携協定等の締結数（累計）	企画調整課
10	個人版ふるさと納税寄附金額と企業版ふるさと納税寄附金額の合計額	企画調整課

喜多方市総合戦略推進会議条例

令和2年3月18日条例第2号

喜多方市総合戦略推進会議条例

(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条の規定に基づき、喜多方市総合戦略（次条において「総合戦略」という。）を策定し、その推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、喜多方市総合戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 総合戦略の策定及び変更に関すること。
- (2) 総合戦略についてその実施状況の検証を行うこと。
- (3) その他総合戦略の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 関係団体に属する者
 - (3) 関係行政機関の職員
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 第1項第2号及び第3号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、これらの者でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された推進会議の最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、推進会議の会議の議長となる。
- 3 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 推進会議は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説

明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、企画政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に開催される推進会議の会議は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、市長が招集する。

(喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 喜多方市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年喜多方市条例第37号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

喜多方市総合戦略推進会議委員名簿

	所属・役職	氏名	分野	備考
1	喜多方営農経済センター センター長	大西 尚和	産業界	
2	会津喜多方商工会議所 副会頭	星 宏一		
3	会津喜多方商工会議所 副会頭	五十嵐 敦		
4	塩川町誘致企業協議会 会長	松本 榮二		
5	喜多方観光物産協会 理事	齋藤 百合子		
6	福島県喜多方建設事務所 企画管理部長兼 会津地方振興局復興支援・地域連携室担当 副課長	小水 欧貴	行政機関	
7	国立大学法人 福島大学 教授	牧田 実	教育機関	会長
8	福島県立喜多方桐桜高等学校 教頭	永井 克明		
9	喜多方市金融団 代表	村上 将臣	金融機関	
10	連合福島 耶麻喜多方地区連合会 議長	長谷川 武之	労働団体	
11	社会福祉法人喜多方市社会福祉協議会 理事	渡部 孝一		
12	喜多方シティエフエム(株)	佐藤 明紀	報道機関	
13	きたかた子育てサポートセンター アドバイザー	渡部 淳子	NPO 法人	
14	喜多方磐青の会 理事	五十嵐 明美	市内関係団体	
15	一般社団法人会津喜多方青年会議所 理事長	岩田 悠二郎		
16	公募	森田 正明	公募市民	
17	公募	渡部 礼子		
18	公募	池田 満吉		
19	公募	竹野 繁人		
20	公募	花見 紀子		